

盡之をハエツキタルコトアリと訓るは、ハエを蝕の名として、其ハエの残りなくかゝりたる由
なり、但しこは字にすがりて訓る詞なれば、よくは當らず、字をはなれては、ノコリナクハエタリ
など訓むべきなり、或人此説をきいて因に問ふ、天地定位たる後は、今の定のごとく、かならず日
月の蝕あるべきを、上世はいまださる理を窺測り知るべきに非ざれば、人皆のいかに怪み畏れ
たりけむ、そは既くより賢々しく物の理を測りごつ漢人すら、なほ古くは天の變異として畏れ
たりげにきこえたり、然るに書紀のいと上御代の卷々に、一度も此事を記されずして、推古天皇
の御世に及て、載始められたるはいかならむ、答けらく、後世のごとく天學推歩の術明かになり
たる上の意のみになりておもへば、いはれたるがごとし、然れど說れたるごとく、天地定位たる
後は、かならず蝕ありぬべければ、世々の人皆おのづから見知りをりて、さらに怪しとも畏しと
もおもふべきにあらず、またことさらに蝕の事をいふ名もなくてぞあり經にけむ、上古の人は
に物に名づくる事などは、をさくあるべからず、古意を得て悟るべし 今世にても、いと邊土
なるものなどには、然おもひとりてあるも多加めり、其はいづれの國にても、上世には、なべてし
かありけむを、漢國にては世を治る謀に天變なりとして、畏れがほに神祭などして、人をおもむ
けむともしたりけるが、漢籍に古く書に記せるは、春秋の始、隱公三年に、二月己巳日有食之と書
用于社と、書せる下の左氏傳に、日有食之、天子不舉、伐鼓于朝、以昭事神、訓民事君、示有等威、古之道也。 後に推歩の術もて豫て窺測り知
る世となりても、猶むかしの例に因准て、史にも書載る例となれりとぞきこえたる、漢國にては、未より、日月の蝕を推考する法、始りて、漸に精密くなれりとぞ、 皇國にても推古天皇の紀より始て、日蝕ををりく載られたる、
は、此御代より始て、漢國の曆を用ひ給ひけるによりて、かねて蝕をも推考て、かの國風をまねび
て、書記め置つるふみの遺りたりけるを、彼國の史に例ひてものせられたるなるべし。○中 そもそも日月の蝕を忌む事は、もとより古傳にあらず、何の故實もなきいとはかなきならはしなる